

第 4 章

方法書に対する意見及び事業者の見解

第4章 方法書に対する意見及び事業者の見解

4. 1 環境の保全の見地から意見のある者の概要及び事業者の見解

4. 1. 1 方法書についての意見

1) 公告、縦覧

「佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価方法書」(2019年7月、電源開発株式会社)の公告、縦覧等は、表4.1-1のとおりである。

表4.1-1 方法書の公告、縦覧等

公 告	令和元年7月10日
縦 覧 期 間	令和元年7月10日～8月9日
意 見 書 提 出 期 間	令和元年7月10日～8月23日
縦 覧 場 所	県民情報センター 南部町役場

2) 方法書についての意見

方法書について住民等からの意見はなかった。

令和元年8月28日に意見がなかったことを知事に通知した。

4. 1. 2 方法書についての公聴会の概要

方法書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

4. 2 方法書についての知事意見

令和元年11月26日に山梨県環境影響評価条例第13条第1項に基づく「佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価方法書」（2019年7月、電源開発株式会社）に対する知事の意見が通知された。

知事意見の内容は、表4.2-1のとおりである。

表4.2-1 方法書についての知事意見

方法書についての知事意見
<p>【全般的事項】</p> <p><u>1-1. 複数案の検討</u></p> <p>環境保全措置の検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p><u>1-2. 計画ルート等の選定理由</u></p> <p>計画ルートの選定について、周辺環境に与える影響を勘案したとあるが、その具体的な内容を準備書に記載すること。</p> <p>また、鉄塔の位置や高さ、改変範囲など事業計画の検討にあたっては、環境影響調査の結果に加え、既設送電線の工事・運用・管理で得られた知見を踏まえて行い、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p><u>1-3. 事業計画の情報提供</u></p> <p>鉄塔位置、工所用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所、発生土仮置き場等の事業計画が明らかになった段階で、あらかじめ県に情報提供すること。</p> <p>また、これらの計画を適切な縮尺の図面により準備書に示すこと。</p> <p><u>1-4. 環境影響評価項目の追加選定</u></p> <p>調査結果や事業計画の検討過程で、新たな環境影響が懸念される場合は、必要な環境影響評価項目を追加で選定し、影響評価を行い、準備書に記載すること。</p> <p><u>1-5. 既設送電線の撤去の影響評価</u></p> <p>既設送電線の撤去工事計画（撤去時期、撤去方法、発生する廃棄物等の処理方法等）を明らかにするとともに、工事に伴う影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。また、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p><u>1-6. 調査計画の情報提供</u></p> <p>本意見等を反映した調査計画について、調査実施前までに県に情報提供すること。</p> <p><u>1-7. 専門家の助言</u></p> <p>調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p><u>1-8. 審議会に提示した資料等の取り扱い</u></p> <p>事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。</p>

【個別事項】

2-1. 動植物生態系

(1) 地域特性を考慮した調査等の実施

本事業を実施する地域は、山梨県の南部に位置し、県内では比較的温暖で、降水量が多い地域であることから、暖地性植物が多く生育し、こうした環境に生息する希少なチョウ類、着生ランなどの希少な植物が確認されている。また、この地域は富士川支流の源流域でもあることから、源流域に生息する希少な両生類が確認されるなど、多くの希少動植物が生息・生育する地域である。

さらに、これまでに確認されなかった希少動植物が生息・生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。

(2) 調査地点等の選定

調査地点及び調査ルートについて、主に植生から様々な環境を含むよう選定したとあるが、調査地域内の地形や湧水の状況など現地の状況をしっかりと把握したうえで、調査地点等の選定を行い、選定の経緯及び結果を準備書に記載すること。

(3) 動植物リストの再整理

方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古いことから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。

(4) 動植物の生態を考慮した調査の実施

動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査手法（調査時期や回数など）を再度検討すること。

(5) 希少動植物に係る追加調査の実施

希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生息状況の確認が困難な種等が含まれることから、改変箇所周辺に希少動植物の生息又は生育の可能性が高い場合には、工事着手前までに追加調査を実施するなど、十分留意すること。

(6) 改変の回避及び最小化

鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また土地の改変範囲は最小化すること。

2-2. 猛禽類

(1) 猛禽類の調査地点の選定経緯

猛禽類の定点観察調査地点が既設送電線付近に集中しており、調査範囲を網羅しているか不明であることから、調査地点を再検討し、その選定の経緯及び理由を準備書に記載すること。また、調査の状況を踏まえ、必要に応じて定点観察調査地点を追加・変更すること。

(2) 猛禽類に対する影響検討

周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛

禽類に与える影響を明らかにした上で、環境保全措置を検討すること。この検討は、既設送電線が猛禽類に与えている影響を把握した上で行うこと。また、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

(3) 近隣事業者との情報共有

事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。

(4) ヘリコプターによる影響検討

工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

2-3. 水生生物

(1) 水生生物への影響検討

土地の改変（保安伐採を含む）範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。

2-4. 景観

(1) 景観に係る複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。

(2) 日常景観への影響の把握

日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域（視認可能な範囲）を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。

2-5. 発生土

(1) 発生土の処理方法等

方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。また、発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。

4. 3 知事意見に対する事業者の見解

方法書についての知事の意見に対する事業者の見解は、表4.3-1のとおりである。

表4.3-1 方法書についての知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>【全般的事項】</p> <p><u>1-1. 複数案の検討</u></p> <p>環境保全措置の検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>本事業は、既設送電線の建替え工事です。ルート選定にあたっては、既設送電線撤去工事において仮設備を共用する事により改変区域を最小化できる等から、既設送電線に沿ったルートゾーンが妥当であると判断しました。そのうえで、既設1号線沿いの北側ルートと既設2号線沿いの南側ルートの2ルートを「ルート長」、「生活圏への影響」、「開発規模」、「視認性」について比較した結果、影響の少ない既設2号線沿いの南側ルートを選択しました。</p> <p>詳細は、準備書の「第1章 事業計画の概要 1.3 事業の目的及び計画ルートの選定理由 1.3.4 計画ルートの選定理由・経緯」(p1.3-3～p1.3-5)に記載いたしました。</p> <p>また、保全すべき植物、動物及び地域を特徴づける生態系の上位性注目種、典型性注目種に係る環境保全措置については、回避、最小化、代償の順で検討し、結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.2 植物」(p8.1.2-42～p8.1.2-89)、「第8章 環境影響評価の結果 8.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」(p8.1.3-49～p8.1.3-93)、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」(p8.1.4-15～p8.1.4-177))</p>
<p><u>1-2. 計画ルート等の選定理由</u></p> <p>計画ルートの選定について、周辺環境に与える影響を勘案したとあるが、その具体的な内容を準備書に記載すること。</p> <p>また、鉄塔の位置や高さ、改変範囲など事業</p>	<p>本事業は、既設送電線の建替え工事です。ルート選定にあたっては、「自然環境と調和がとれること」、「社会環境と調和がとれること」、「技術的に調和がとれること」を基本的な考え方としたうえ</p>

<p>計画の検討にあたっては、環境影響調査の結果に加え、既設送電線の工事・運用・管理で得られた知見を踏まえて行い、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>で、送電線の建替え工事であることから、「既設送電線撤去工事において仮設備を共用する事により変更区域を最小化できる」、「既設2ルート区間を1ルート化することにより変更区域を最小化できる」、「既設保守通路の活用により変更区域を最小化できる」、「建替済みである41基（静岡県富士宮市、小山町）を流用できる」、「保守業務を経て地権者の状況・土地の利用状況・法規制情報等の知見を活用できる」ことから、既設送電線に沿ったルートゾーンが妥当であると判断しました。</p> <p>そのうえで、環境情報図による情報及び既設送電線での地権者情報、土地利用状況を考慮し既設1号線沿いの北側ルートと既設2号線沿いの南側ルートの2ルートを選定し、「ルート長」、「生活圈への影響」、「開発規模」、「視認性」について比較した結果、影響の少ない既設2号線沿いの南側ルートを選択しました。</p> <p>さらに、既設送電線の停止を要さず基礎工事が可能で、極力既設送電線と工事用地を共用できる範囲で地形・地質を考慮し鉄塔候補位置を選定し、選定位置にて縦断検討（樹木や地表面との離隔確保検討）を行い、鉄塔基数の削減や鉄塔位置を決定しました。</p> <p>詳細は、「第1章 事業計画の概要 1.3 事業の目的及び計画ルートの選定理由 1.3.4 計画ルートの選定理由・経緯」（p1.3-3～p1.3-5）に記載いたしました。</p>
<p>1-3. 事業計画の情報提供</p> <p>鉄塔位置、工事用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所、発生土仮置き場等の事業計画が明らかになった段階で、あらかじめ県に情報提供すること。</p> <p>また、これらの計画を適切な縮尺の図面により準備書に示すこと。</p>	<p>鉄塔位置、工事用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所、発生土仮置き場等の事業計画について、環境調査実施前に県へ情報提供いたしました。（令和2年3月）</p> <p>また、当該事業計画に係る図面については、準備書に適切な縮尺（1:5,000）で示しました。（「第1章 事業計画の概要 1.4 山梨県環境影響評価条例対象事業の内容 1.4.3 工事の概要」の図1.4-11～図1.4-27（p1.4-16～p1.4-32））</p>

	<p>ヘリコプター基地の位置については、準備書に適切な縮尺（1:25,000）で示しました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.1 騒音」の図 8.1.1-2（p8.1.1-5））</p> <p>なお、第2ヘリコプター基地については、上記の図1.4-13（p1.4-18）にも記載しています。</p>
<p><u>1-4. 環境影響評価項目の追加選定</u></p> <p>調査結果や事業計画の検討過程で、新たな環境影響が懸念される場合は、必要な環境影響評価項目を追加で選定し、影響評価を行い、準備書に記載すること。</p>	<p>調査結果や事業計画の検討の結果、方法書段階で想定していない新たな環境影響はありませんでした。従って、環境影響評価項目の追加は行いませんでした。</p>
<p><u>1-5. 既設送電線の撤去の影響評価</u></p> <p>既設送電線の撤去工事計画（撤去時期、撤去方法、発生する廃棄物等の処理方法等）を明らかにするとともに、工事に伴う影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。また、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>建替え送電線を建設するに当たり、支障となる既設送電線の撤去について検討しました。</p> <p>既設送電線建替え工事及び撤去工事に必要な工事用地等の改変域について、現地調査を実施し、予測及び評価を行い、準備書に記載いたしました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.2 植物」（p8.1.2-42～p8.1.2-89）、「第8章 環境影響評価の結果 8.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」（p8.1.3-49～p8.1.3-93）、「第8章 環境影響評価の結果 8.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」（p8.1.4-15～p8.1.4-177））</p>
<p><u>1-6. 調査計画の情報提供</u></p> <p>本意見等を反映した調査計画について、調査実施前までに県に情報提供すること。</p>	<p>本意見を反映した調査計画について、調査実施前に県に情報提供いたしました。（令和2年3月）</p>
<p><u>1-7. 専門家の助言</u></p> <p>調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたっては、専門家の意見を聴取しながら実施しました。その専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.2 専門家による技術的助言」（p8.2.1～p8.2.3））</p>

<p>1-8. 審議会に提示した資料等の取り扱い</p> <p>事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。</p>	<p>山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等について、内容を整理して、準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第12章 資料編 12.3山梨県環境影響評価等技術審議会説明資料」(p12.3-1~p12.3-34))</p>
<p>【個別事項】</p> <p>2-1. 動植物生態系</p> <p>(1) 地域特性を考慮した調査等の実施</p> <p>本事業を実施する地域は、山梨県の南部に位置し、県内では比較的温暖で、降水量が多い地域であることから、暖地性植物が多く生育し、こうした環境に生息する希少なチョウ類、着生ランなどの希少な植物が確認されている。また、この地域は富士川支流の源流域でもあることから、源流域に生息する希少な両生類が確認されるなど、多くの希少動植物が生息・生育する地域である。</p> <p>さらに、これまでに確認されなかった希少動植物が生息・生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。</p>	<p>調査や環境保全措置等の検討にあたっては、専門知識（生物分類技能検定1~2級の有資格者）を有する調査会社による体制とし、丁寧かつ慎重に行いました。</p> <p>また、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、専門家の意見を聴取しながら実施しました。専門家の助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載いたしました。(「第8章 環境影響評価の結果 8.2 専門家による技術的助言」(p8.2.1~p8.2.3))</p>
<p>(2) 調査地点等の選定</p> <p>調査地点及び調査ルートについて、主に植生から様々な環境を含むよう選定したとあるが、調査地域内の地形や湧水の状況など現地の状況をしっかりと把握したうえで、調査地点等の選定を行い、選定の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>調査地点・調査ルートの選定にあたっては、調査地域における動植物相を可能な限り把握する観点から、調査に先立ち現地踏査を行った上で、様々な植生や環境区分（針葉樹林、広葉樹林、高茎草地、低茎草地、竹林、伐採地、また河川沿いや沢沿い）を含むよう選定しました。さらに、「標高（高・中・低）」、「斜面の傾き（平坦・緩・急）」、「日当たり（薄暗・明）」、「土壌の湿り（普通・湿っぽい）」等も含むよう選定することで、調査地域における動植物相の把握に努めました。</p> <p>これらの選定の経緯及び結果は準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要</p>

	<p>並びに予測及び評価の結果 8.1.2 植物」(p8.1.2-2)、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」(p8.1.3-2～p8.1.3-4))</p>
<p>(3) 動植物リストの再整理</p> <p>方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古いことから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。</p>	<p>動植物リスト作成にあたっては、出典元のデータが最新のデータであることを確認のうえ整理し、準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第3章 地域特性 3.1地域の自然的状況 3.1.4 動植物・生態系」(p3.1-16～p3.1-31、p3.1-32～p3.1-40))</p>
<p>(4) 動植物の生態を考慮した調査の実施</p> <p>動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査手法(調査時期や回数など)を再度検討すること。</p>	<p>動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査手法(調査時期や回数など)を再検討した結果、以下の調査を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎植物相：早春季を追加(計4回) ◎動物相 <ul style="list-style-type: none"> ・両生類：早春季を追加(計4回) ：環境DNA調査を追加(1回) ・昆虫類：早春季を追加(計4回) <p>(「第7章 環境影響評価の手法 7.2生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のための項目 7.2.1 植物」の表7.2.1-1(2)(p7.2-2)、「第7章 環境影響評価の手法 7.2生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のための項目 7.2.2 動物」の表7.2.2-1(2)、表7.2.2-1(3)表7.2.2-1(5)表7.2.2-1(6)、図7.2.2-5(p7.2-6、p7.2-7、p7.2-9、p7.2-10、p7.2-15))</p>
<p>(5) 希少動植物に係る追加調査の実施</p> <p>希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生息状況の確認が困難な種等が含まれることから、改変箇所周辺に希少動植物の生息又は生育の可能性が高い場合には、工事着手前までに追加調査を実施するなど、十分留意すること。</p>	<p>現地調査を実施したところ、生息環境が極めて限られる種、また南部町指定の天然記念物でもあるギフチョウが、対象事業実施区域及び対象事業実施区域外で確認されました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」の表 8.1.3-11(11)(p8.1.3-47))</p> <p>ギフチョウは、幼虫はウマノスズクサ科のラン</p>

	<p>ヨウアオイ、カギガタアオイ等を食べているとされており、山梨県ではまれにフタバアオイに産卵され、幼虫も確認されています。調査で確認された周辺では、食草となるカンアオイ群落（ランヨウアオイ）は改変域に含まれず事業の影響を受けないと考えられます。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」の表 8.1.3-13(30)（p8.1.3-81））</p> <p>従って、工事着手前までの調査は必要ないと考えております。</p>
<p>（6）改変の回避及び最小化</p> <p>鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また土地の改変範囲は最小化すること。</p>	<p>鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、回避・低減・代償の順で検討し、準備書に記載いたしました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.2 植物」（p8.1.2-42～p8.1.2-80）、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」（p8.1.3-49～p8.1.3-91）、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」（p8.1.4-15～p8.1.4-174））</p> <p>また、環境に与える影響が少ないと考えられるルートを選定したうえで、土地の改変範囲は最小化するよう努め、その結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>（「第1章 事業計画の概要 1.3 事業の目的及び計画ルートの選定理由 1.3.4 計画ルートの選定理由・経緯」（p1.3-3～p1.3-5）、「第1章 事業計画の概要 1.4 山梨県環境影響評価条例対象事業の内容 1.4.2 対象事業計画」（p1.4-8～p1.4-9））</p>
<p><u>2-2. 猛禽類</u></p> <p>（1）猛禽類の調査地点の選定経緯</p> <p>猛禽類の定点観察調査地点が既設送電線付近に集中しており、調査範囲を網羅しているか不明であることから、調査地点を再検討し、その選定の経緯及び理由を準備書に記載すること。</p>	<p>猛禽類の定点観察調査地点については、方法書では10地点を想定していましたが、調査範囲を網羅できるようにすること、猛禽類の繁殖行動を確認できるようにすることの理由により、計23地点</p>

<p>また、調査の状況を踏まえ、必要に応じて定点観察調査地点を追加・変更すること。</p>	<p>を選定しました。猛禽の出現状況により、7～13地点で調査を実施しました（特定のペアを対象とした調査時には3地点の場合もあります）。調査地点から見える範囲（視野範囲）は調査地域のほとんどを包含しています。</p> <p>このような選定の経緯及び理由は準備書に記載いたしました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」(p8.1.3-10～p8.1.3-13)）</p>
<p>（2）猛禽類に対する影響検討</p> <p>周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上で、環境保全措置を検討すること。この検討は、既設送電線が猛禽類に与えている影響を把握した上で行うこと。また、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>工事による影響が想定される保全すべき猛禽類のうち、生態系の上位性注目種として選定したクマタカについては、営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、環境保全措置を検討いたしました。</p> <p>なお、調査の結果、クマタカ、ハヤブサ等の猛禽類が対象事業実施区域及びその周辺で確認されており、既設送電線との共存が図られていると考えております。</p> <p>この検討の経緯及び結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」(p8.1.4-15～p8.1.4-64、p8.1.4-172～p8.1.4-177)）</p> <p>また、工事による影響が想定される保全すべき猛禽類のハヤブサについては、営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載いたしました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」(p8.1.3-43、p8.1.3-68、p8.1.3-91～p8.1.3-94)）</p>
<p>（3）近隣事業者との情報共有</p> <p>事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計</p>	<p>猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果等について、近隣事業者（東京電力パワーグリッ</p>

<p>画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>ト株式会社)と可能な限り共有し、効果的な環境保全措置を検討いたしました。</p>
<p>(4) ヘリコプターによる影響検討</p> <p>工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。</p>	<p>工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等につきましては、準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第6章 環境影響評価の項目 6.1 選定項目と選定理由」の表6.1-2(1)、表6.1-2(3)、表6.1-2(4)(p6.1-2、p6.1-4、p6.1-5))</p> <p>それらを踏まえ、周辺に生息している工事により影響が及ぶと想定される保全すべき猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」(p8.1.3-41～p8.1.3-43、p8.1.3-58～p8.1.3-63、p8.1.3-68、p8.1.3-91～p8.1.3-93)、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」(p8.1.4-15～p8.1.4-64、p8.1.4-172～p8.1.4-177))</p>
<p><u>2-3. 水生生物</u></p> <p>(1) 水生生物への影響検討</p> <p>土地の改変(保安伐採を含む)範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。</p>	<p>発生土はフレキシブルコンテナバッグに収めて鉄塔周辺工事用地、索道基地、モノレール基地等に鉄塔周辺に仮置きし、適宜、他社が有する既存の建設発生土処理場へ運搬する計画です。</p> <p>①発生土は直ちにフレキシブルコンテナバッグに詰め、その口を封印し、雨水等の浸水と流出を防ぎます。</p> <p>②フレキシブルコンテナバッグが転倒、外傷を防止する積み方を採用します。</p> <p>③フレキシブルコンテナバッグをトラックに積載するので、積み替えによる流出の可能性がほとんどありません。</p> <p>④鉄塔敷地は緑化することから、土砂の流出のおそれはないと考えています。また、道路脇</p>

	<p>の工事用地は平坦であることから、土砂の流出のおそれはないと考えています。</p> <p>以上のことから、水質、水生生物について調査並びに影響評価を行いません。</p>
<p><u>2-4. 景観</u></p> <p>(1) 景観に係る複数案の検討</p> <p>環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p>また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。</p>	<p>既設送電線が景観の一部となっている現状を踏まえ、現状の景観からの変化を最小限にするために、既設送電線の位置、色彩は同様にしました。その結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.5 景観・風景」(p8.1.5-15～p8.1.3-33))</p> <p>また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映いたしました。</p>
<p>(2) 日常景観への影響の把握</p> <p>日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域(視認可能な範囲)を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。</p>	<p>日常景観への影響を把握するにあたって、鉄塔及び送電線の可視領域(視認可能な範囲)を地図上に示すとともに、既存道路や集落などに視点場を、以下のとおり追加しました。</p> <p>主要な眺望点：東海自然歩道(上徳間峠)、東海自然歩道(上徳間集落)</p> <p>身近な眺望点：十島駅、根熊山荘ファミリーキャンプ場</p> <p>なお、方法書では、身近な眺望点として「富士川街道(コンビニエンスストア富沢店駐車場付近)」を想定していましたが、同店が廃止されたので、身近な眺望点からは除きました。</p> <p>送電線の可視領域の範囲、追加した地点も含めた主要な眺望点候補地及び身近な眺望点候補地の状況を準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.5 景観・風景」(p8.1.5-1～p8.1.5-5))</p>
<p><u>2-5. 発生土</u></p> <p>(1) 発生土の処理方法等</p> <p>方法書に記載している改変面積や発生土量等</p>	<p>改変面積と土量、基礎の掘削に伴う残土量及び掘</p>

<p>については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。また、発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。</p>	<p>削土の処理方法について準備書に記載いたしました。</p> <p>（「第1章 事業計画の概要 1.4 山梨県環境影響評価条例対象事業の内容 1.4.2 対象事業計画」（p1.4-8～p1.4-9）</p> <p>建設発生土は、鉄塔周辺工事用地、索道基地、モノレール基地等に仮置きし、適宜、建設発生土処理場へ運搬する等適正に処理いたします。</p> <p>（「第1章 事業計画の概要 1.4 山梨県環境影響評価条例対象事業の内容 1.4.3 工事の概要」（p1.4-33）</p>
---	---